

《観光文教委員会（令和3年2月9日）》

〈要旨〉

- ・一条高等学校を受検する障害や難病等を持つ受験生に対する合理的配慮について
- ・（仮称）奈良市立一条高等学校附属中学校を希望する障害や難病を持つ児童の入学適性検査における合理的配慮について
- ・バンビホームの昼食（お弁当）提供について
- ・奈良市の障害者の生涯学習について
- ・障害を持つ子どもたちに対しての公立図書館の取組などについて
- ・教育委員会と学校の関係性について

〈会議録〉

◆林政行

無所属の林 政行です。よろしく申し上げます。

私が存じている難病の方は、高校受験の際、介助者や支援者の代筆が本人にとって唯一の意思疎通の手段であるにもかかわらず、学校側は本人の意思が伝わっているかが不明であることを理由に受験を拒否しました。

障害者差別解消法では、入試における合理的配慮の提供は国公立学校においては義務となっています。このことから、文部科学省は受験上の配慮の具体例を収集し、学校設置者への対応の要請、情報提供を行っているとのことであります。

昨年の参議院文教科学委員会で文部科学省初等中等教育局長は、高等学校入学者選抜の方法等については、実施者である都道府県教育委員会などの判断で決定し、各校長がその学校及び学校等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力、適性等を入学者選抜により可否を判定することとされていると答弁されています。

また、同委員会で萩生田光一文部科学大臣は、学ぶ意欲のある子供が障害を持っていて思うように筆記や何かで実力が発揮できない、しかし、そのお子さんを進学させるかどうかは設置者の判断でいろんな配慮があつていいと答弁されています。

そこで、一条高等学校の入試において、障害や難病を持つ受験生で入試を希望された方に対して、これまで合理的配慮を行ってこられたのか、教育部長、お聞かせください。

◎立石堅志教育部長

ただいま的林委員の御質問にお答えいたします。

一条高校における障害や難病のある受験生についての配慮についてということだったか

と存じます。

一条高等学校入学者選抜試験の実施に当たりましては、障害がある生徒が入試を御希望された場合には、在籍している中学校長が一条高等学校と事前に十分な協議をすることになってございます。一条高等学校では、その協議を受けまして、受験生の個々の事情に応じた合理的配慮を検討した上、試験を実施いたしております。

以上でございます。

◆林政行

続いて、一条高等学校において、障害者や難病の受験生が入試を希望された際にどのような合理的配慮を行ってこられたのか、教育部長、お聞かせください。

◎立石堅志教育部長

御質問にお答えいたします。

実際の受験に当たって、障害や難病のある生徒への合理的配慮の具体例ということであったかと存じます。

一例を挙げますと、弱視の生徒が受験するに当たりましては、問題用紙や解答用紙を拡大したものを使用して学力検査を実施いたしました。また、難聴の受験生が受験しました場合には、リスニングを聞き取りやすくするため別室で受験できるように配慮いたしております。

受験に際しましては、このように個々の生徒の状況に応じた対応を行ってまいっているところでございます。

以上でございます。

◆林政行

続いて、入学したことにより先生や生徒などにどのような変化があったのか、教育部長、お聞かせください。

◎立石堅志教育部長

お答え申し上げます。

障害のある生徒が入学したことにより、生徒や先生にどのような変化があったかという御質問だったかと思えます。

例えば、難聴の生徒との会話におきまして、分かりやすい話し方の工夫、伝わったかどうか

かの確認等を自然に意識するようになっております。また、弱視の生徒が在籍するクラスでは、黒板が見やすい座席位置の配慮や、教員が教材を拡大し、理解しやすくするなどの対応を行ってまいっております。

このように、日々の学校生活を送る中で、障害がある生徒が入学したことが、生徒や教員にとって相手の立場や思いに心を寄せることを学ぶきっかけとなったというふうに聞いておるところでございます。

以上でございます。

◆林政行

教育部長、ありがとうございました。

具体的な話は後ほどしますが、先日も市内で障害者に対する理不尽な差別があることを知りました。その地域の差別は、そこに住む障害者の方々のことを全く理解しようともせず、自分たちの思い込みの主義主張だけを繰り返すといった具合です。今の児童・生徒には、そのような大人に絶対なってほしくありません。

答弁において部長は、障害のある生徒とない生徒が共に学校生活をするることにより、様々なことに気づき生まれ、相手の立場や思いを学ぶきっかけになっていると答弁されました。私の経験から、小学校や中学校、高等学校で障害のある子供と障害のない子供が触れ合うことが、障害のある子供にとっても障害のない子供にとっても経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会になると思っています。小学校や中学校、高等学校には、障害のある子供と障害のない子供が在籍しています。教育委員会には、その学ぶ機会を積極的につくっていただくことを要望します。

受験における合理的配慮については、次の質問を行った後、意見、要望をさせていただきます。

次に、現在、仮称奈良市立一条高等学校附属中学校の設置を市教育委員会は進めておられます。

そこで、小学校学習指導要領に基づいた入学適性検査を障害や難病のある児童が希望した場合、市教育委員会としてどのような対応を決めているのか、また、その対応の内容は市内の小学校の先生や児童、保護者に伝わっているのか、教育政策課長、お聞かせください。

◎小林正典教育政策課長

林委員の御質問にお答えいたします。

仮称一条高等学校附属中学校の入学適性検査については、希望する全ての児童を対象に、筆記、面接などの方法で行うことを考えております。このように、希望する全ての児童を対象にすることはもちろんですが、その検査を受ける環境は、児童の状況に合わせて合理的な

配慮を行いたいと考えております。

一条高等学校附属中学校については、適性検査の概要も含め、昨年12月にホームページでビデオを使って説明を行っておりますが、その時点においては、適性検査の実施方法について詳細までの説明は行っておりません。

適性検査の実施に当たっては、入学を希望する障害や難病のある児童や保護者と小学校長を交えた事前協議をするなど、丁寧に対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

共生社会、インクルーシブ社会とは、年齢や性別、国籍、ハンディキャップの有無、家庭環境など様々な違いがある人々がそれぞれ自立し、相互に支え合い、主体的に暮らせ、全ての人々が社会から疎外されることなく人間として生きることが承認され、支援体制が確立されている社会です。この社会については、奈良市と奈良市教育委員会ともに否定しないと思います。

そこで、合理的配慮についてです。

確かに、障害を持つ児童・生徒の学校生活の環境を整えることも合理的配慮ではありますが、しかし、往々にしてそれが第一の目的になりがちなことが見受けられます。障害を持つ児童・生徒にも夢があります。そして、たくさんの可能性もあります。

例えば、障害を持つ中学3年生の生徒がいたとし、教育委員会などはその生徒の障害の程度も鑑み、学校生活の環境が整った高校を提案したとします。それにより高校生活は保障されますが、その生徒の夢がその高校で満たせないとしたら、その生徒の可能性もなくしていることになり、それが本当の合理的配慮であるのかと私は思ってしまいます。さらに付け加えれば、それが共生社会、インクルーシブ社会の人間として生きることが承認されている社会とも言えません。障害を持つ児童・生徒の夢や可能性がかなえられる高校を教育委員会などが共に考え、その高校を選んだ上で、その高校に対して最大限の環境整備をしていくこと、これこそが本当の合理的配慮であります。

仮称奈良市立一条高等学校附属中学校の入学適性検査や一条高等学校の受験においては、障害を持つ児童・生徒に、自分には障害があるから仕方がない、我慢するしかないと思わせることがない対応を強く要望します。

次に、奈良市では、児童の健全育成及び働く保護者の負担軽減を図り、保護者がゆとりを持って児童に向き合えるよう支援する目的で、春休み、夏休み、冬休みの給食がない日に、全てのバンビーホームにおいて昼食としてお弁当の提供を行っています。

ある保護者の方から、その趣旨に賛同し利用したいと思っているが、当初利用した際に、子を持つ親としてお弁当の内容があまりにもひどく、納得できなかったため、また以前のよ

うにお弁当を作り、子供に渡しているとのこと。このことはその保護者だけの考えでもなく、同バンビーホームに通所するほとんどの方が、同様の理由により利用を控えているとのこと。

私としては、この事業を今後も継続していくのであれば、現在の状況に満足することなく、趣旨に賛同する保護者が利用したいよう改善していくべきであると思っています。

そこで、このような声が教育委員会に届く仕組みを構築しているのか、また、このような声があることに對して具体的に改善を行っていく考えがあるのか、地域教育課長、お聞かせください。

◎細川忠美地域教育課長

ただいまの林委員の御質問にお答えさせていただきます。

バンビーホームにおけます昼食提供、これは児童の健全育成と保護者の負担軽減を図るという目的で実施をさせていただいており、今後も継続して実施をしていきたいというふうに考えてございます。

昼食提供に対する保護者等の御意見につきましては、夏休みの昼食提供終了後に各ホームの放課後児童支援員のアンケート調査により、子供たちの残食やキャンセルの状況、それから児童や保護者の声などを把握し、課のほうでも確認を行っております。また、ホームの保護者会で組織されている奈良市学童保育連絡協議会の方とも情報共有を行っていて、そちらのほうで調査をされたアンケートの結果の提供もいただいているというところです。

保護者の方からは、とても助かっているという声が多くある一方で、以前はランチを頼んでいたけれども今はやめてしまっているというお声もあります。それから、ふだん仕事で忙しくしているからこそ、長期休業中のお弁当については作って持たせてあげたいというお考えで、ホームの昼食提供を利用されないという保護者もおられるということです。

地域教育課としましては、今後も保護者や児童の声を聴きながら昼食提供事業者とも協議を重ねて、本事業の目的に沿った内容で事業を継続できるように改善をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

私としては、教育委員会の目的と保護者の目的は一致しているのに、それが弁当の中身で弁当が頼まれていない状況は決していい状況であるとは思いません。各バンビーホームの弁当利用率で一概に判断できない理由は分かりますが、例えば各昼食提供事業者の弁当利用率に大きな差が出ているのなら、それは弁当に問題があるとも考えられますので、一度調

査を要望します。

また、昼食提供事業者とも協議を重ね、弁当の充実に向けて取組を行っていることは理解します。ただし、利用率が低ければそれが利益に反映し、もしかしたら食材等の原価に手をつけることも考えられます。それは利用者にとっても一番の不利益になりますので、そのような観点も考慮に入れ、協議していただくことを要望します。

次に、奈良市の障害者の生涯学習推進に向けての取組について伺います。

政府が平成30年に策定した第3期教育振興基本計画において、障害者の生涯学習が明記されました。障害者の生涯学習について文部科学省は、誰もが障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指す社会像とし、その推進に向け重視すべき視点として、誰もが障害の有無にかかわらず学び続ける社会であることや、障害者が健康で生きがいのある生活を追求することができ、自ら個性や得意分野を生かして参加できる社会であることとしています。

また、障害者の生涯学習推進において特に重視すべき視点として、本人の主体的な学びの重視、学校教育から卒業後における学びへの継続の円滑化、福祉、労働、医療等の分野の取組と学びの連携の強化、障害に関する社会全体の理解の向上を挙げています。

そして、障害者の生涯学習を推進するための方策として、学校卒業後における障害者の学び場づくり、障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり、障害に関する理解促進、障害者の学びを推進するための基盤整備を挙げています。

そこで、第3期教育振興基本計画に障害者の生涯学習が明記されたことを受けての奈良市の取組を、地域教育課長、お聞かせください。

◎細川忠美地域教育課長

ただいまの林委員の御質問にお答えさせていただきます。

国の第3期教育振興基本計画におきましては、「生涯学び、活躍できる環境を整える」ことを基本方針の一つとし、その方針を踏まえた目標の一つとして障害者の生涯学習推進を掲げています。また、障害者の生涯学習を推進する具体的施策としまして、学校卒業後における障害者の学びの支援や障害者スポーツ、文化芸術活動の振興等が掲げられているというところです。

本市におきましては、当課はもとより地域づくり推進課であるとか図書館等、生涯学習の事業に関連あるいは実施している関係課で連携もしながら、生涯学習の推進に取り組んでいるところです。

そのような中、当課の所管である公民館は、全ての市民に開かれた各地域の生涯学習の拠点として運営しており、公民館主催事業においては手話通訳であるとか要約筆記の派遣等も行いながら、障害の有無にかかわらず全ての市民が学ぶことができる機会を、また、障害を持つ人と持たない人が共に学べる機会をつくるということをいたしております。

また、公民館では障害を支援する自主グループの方々が活動もされておられて、これらの方々は障害がある人の交流であるとかイベント、障害者理解のための学習会、障害者の方を対象とした調理実習や勉強会、障害者の就労と地域自立を支援するための就労訓練であるとか研修等に取り組んでもおられます。

生涯学習は、市民の自学自習のみならず、社会教育や学校教育において行われる多様な学習活動を含めまして、市民一人一人が生涯にわたって自主的、自発的に行う学習活動です。そのため、当課といたしましては、先ほども申し上げましたが関係課との連携を図りながら、また、所管する公民館等において障害者の生涯学習に資するような運営も行いながら、障害者の生涯学習の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

最近、障害者施設を運営しておられる方とお話しさせていただく機会があり、いろいろなお話を伺っていると、障害者施設とその施設の周りに住む地域住民との間に、理解し難く、決して許されない、許せない差別があることを知りました。現在も施設の方は地域住民に、施設に通う障害者への理解を深めようと努めています。しかし、地域住民は理解を深めようとは一切せず、今なお一方的な主張だけを繰り返し、年々理解が深まるどころか乖離している状況です。

昭和47年に、奈良市は福祉都市を宣言しました。そこには、「地方公共団体は、国の積極的施策とともに、独自に、社会福祉の充実に努めなければならない。」とうたわれています。しかし、現実には、50年以上たった今でも、奈良市の一部の地域では心のバリアフリーからかけ離れた、理解し難い差別が続いているのです。

地域教育課として障害者の生涯学習の推進を図ってまいりたいと考えている、そして、障害を持つ人と持たない人が共に学ぶ機会をつくっていると答弁されました。公民館は地域の方々にも身近な施設でもあることから、今後は障害者の生涯学習の推進に心のバリアフリーの視点も含めた取組、例えば障害者スポーツを取り入れていただくよう要望します。

また、奈良市社会教育委員会議に障害者の生涯学習を一案件として取り上げていただき、障害者の生涯学習の推進をよりいいものに充実していただくことを要望します。

続いて、障害者の生涯学習推進に向けて国は、地方公共団体においては障害者の学びを最も身近で支える行政機関として、地域の障害者が学校卒業後も学び続けることができるよう、一貫した視点から取組を進めることが重要である。このため、都道府県や市町村が作成する教育振興基本計画や障害者計画などへ、障害者の生涯学習に関する目標や事業等の記載を進めていく必要があるとしています。

そこで、今後、奈良市教育振興基本計画に障害者の生涯学習に関する目標や事業等を明記

していく考えがあるのか、教育政策課長、お聞かせください。

◎小林正典教育政策課長

林委員の御質問にお答えします。

教育振興基本計画には今後5年の奈良市の教育の方向性を示し、取り組むべき施策の概要を示すこととなります。その中では、障害のある子も含め、全ての子供たちが生涯にわたり学び続けることや、他者と協働して未来を切り開く人間に成長することを目標としております。

計画では、これまでの教育を土台に据え、今後ますます変化していく社会の中で、自分を見失わずに多様な価値観を互いに分かり合い、協働して未来を切り開く児童・生徒の育成を図るための方向性を示したいと考えております。

以上です。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

奈良市教育振興基本計画に具体的な障害者の生涯学習に関する目標や事業等は明記されていないが、同計画には地域の障害者が学校卒業後も学び続けることができるよう、一貫した視点から取組を進めていく趣旨が盛り込まれていると理解しましたので、今後、具体的な施策の内容については、策定後改めて観光文教委員会などで確認させていただきます。

次に、ソーシャルインクルージョンとは社会的包摂とも訳され、その意味は、全ての人々を孤立や孤独、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいいます。

私は、この理念にのっとった公共図書館の役割があると思っています。

例えば、奈良市内の子供たちの中には発達障害や学習障害、ディスレクシアなど、公共図書館が学びとなるべき対象の子供たちがたくさんいます。その子供たちに対して、今後計画的に選書基準や現場の人材交流で子供たちも巻き込むことで、児童擁護機能の新しい姿が描けるだけでなく、それらの取組が結果的にソーシャルインクルージョンにつながっていくと考えます。

そこで、現在の公立図書館として、発達障害や学習障害、ディスレクシアなどの子供たちに対してこれまでどのような取組を行っているのか、また課題等ありましたら、中央図書館長、お聞かせください。

◎大橋美子中央図書館長

林委員の御質問にお答えいたします。

発達障害など支援を必要とする子供たちの個々の困難に対して、適切な配慮が必要であることは十分認識しております。

図書館においても、図書館利用の際に支援が必要な子供一人一人のニーズを把握し、適切な対応ができるようにしております。また、支援を必要とする子供だけではなく、誰もが利用しやすいＬＬブックなどを準備し、全ての子供たちが読書の楽しみを味わえるように考えております。

特に、文字から情報を入手することが苦手な発達障害の子供たちもより読書が楽しめるように、令和２年１０月に奈良市電子図書館を導入いたしました。文字の拡大、読み上げ機能がついている図書を準備しており、誰にとってもより読書が楽しめると思います。

課題は、誰もが利用しやすい図書館となるよう、ＬＬブックや電子書籍などを充実させることでございます。今後とも他館の取組など情報収集に努めながら、読書環境整備に努めてまいりたいと考えております。

◆林政行

館長、ありがとうございます。

図書館においては、図書館利用の際に支援が必要な子供一人一人のニーズを把握し、受け止め、適切な対応ができるようにしていますということですが、私はそう受け止めていません。

それは、物の環境を整えることだけでなく、人もそうですし、図書館の空間をよりよくするなど、支援が必要な子供一人一人のニーズを考えれば考えるほどできることがたくさん出てくると思います。

バリアを取り除くというと、よく財源が問題と思われがちですが、財源がなくともできることはたくさんあります。例えば、知的に問題はないものの読み書きの能力に著しい困難や症状を持つ人たちをディスレクシアといい、その人たちにとって、図書館に入っただけで目につく場所に、読むことに障害のある人用の図書が置いてあるということは大事なことであります。それと同時に、図書館に来るのに慣れない人たちが人に聞かず、すなわち障害を明らかにしなくても見たい本が見つけれられるようにすることも重要です。

また、図書館内ではどこでも道案内をはっきりしなくてはなりません。案内とともに、ピクトグラムは大変有効で、一般の人たちにも役に立ち、床に引いた色のついた線は、読書が困難な人たちが関連のある図書を探す場合、また、視覚障害者にも同様に役に立ちます。その他、読むことが困難なセクションは、興味をそそるようなデザインで座れる場所をつくると思います。これらの心地よい環境の整備に、そう費用はかかりません。

ただし、これには図書館員の障害に関する知識が必要だということもさることながら、その知識を得た上で、障害を持つ人たちに適切な態度で接することも大切です。その知識につ

いては、現在の図書館員の方々は他の自治体の図書館員との横のつながりもあることを考えると、お一人お一人の独自案はあるのではないかと考えています。

先日の図書館協議会でも副委員長の方から、学校図書館のラベル統一については現場の司書の方が数年前から議論しているから、その考えを尊重して取り組んでほしい的な発言がありました。その考えにどれだけ有用性があったのかは私には分かりません。しかし、有用性があるのなら、その考えを前提として図書館協議会で学校図書館のラベル統一についての議論をしていたのなら、それはより深い話し合いになっていたとも思います。

私は、現場の声にたくさんのヒントになる答えがあると思っています。だから、その現場の声を館長は今まで以上に酌み取っていただきたいし、もしも公共図書館と教育委員会が離れていることで情報共有がうまく機能していない部分があるのなら、そこはよりいい仕組みに整えていただくよう要望します。

そして、10月より奈良市電子図書館が運用されています。その仕様書には、障害者に配慮した、もっと言うと奈良市内の特別支援学級などの児童・生徒にも、図書館カードさえあれば授業等で活用できることも見据えた仕様となっています。その思いを――ここは部長に伝えていただきたいんですけども――教育支援・相談課は酌み取っていただき、図書館と連携して、電子図書の本の内容等も含め、電子図書館がより児童・生徒にとって身近で内容の充実したものとしていただくことを要望します。

続いて、令和元年6月に施行された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律――読書バリアフリー法第7条に基づき、文部科学省及び厚生労働省において視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が令和2年7月に策定されました。

読書バリアフリー法第8条では、地方公共団体は基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされています。計画策定の検討に当たって、視覚障害者等の読書環境の整備の推進における留意事項についても国より出されています。

そこで、市教育委員会は視覚障害者などの読書環境の整備の推進に関する計画を策定する考えがあるのか、中央図書館長、お聞かせください。

◎大橋美子中央図書館長

委員の御質問にお答えいたします。

図書館におきましては、これまでから視覚障害者の方に御利用いただける触る絵本、LLブック、拡大図書、点字図書などをそろえてきました。また、令和2年5月からこれらに加えオーディオブックを導入し、より一層読書を楽しんでいただけるサービスを開始いたしました。

読書バリアフリー法第8条に、地方公共団体は計画策定の努力義務があることは認識しておりますが、令和2年7月に国において視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する

基本的な計画が策定されたところであり、今後、基本計画の策定については、県及び他市町村の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

◆林政行

館長、ありがとうございます。

第3期教育振興基本計画で障害者の生涯学習が明記されたことを受け、地域教育課としては関係課と連携を図りながら障害者の生涯学習の推進を図ってまいりたいと考えていると答弁されました。その関係課にはもちろん公共図書館も含まれています。

その意味においては、障害者の生涯学習の推進について、奈良市の公共図書館の役割はますます重要であることは言うまでもありません。もちろん、国も障害者の生涯学習の推進として図書館の充実を掲げており、読書バリアフリー法はその経緯の中で成立したものであります。

また、今後策定予定の奈良市教育振興基本計画には、障害のある子どもを含め全ての子供たちが生涯にわたり学び続けることや、他者と協働して未来を切り開く人間に成長することを目標としているとのことであります。

このように、図書館にも障害者の生涯学習推進の役割が求められている状況の中、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定せずに、必要な財源の確保なども含め読書バリアフリー法にのっとった取組を着実に進めていただけるのか、これまでの奈良市の進め方を見ていると大いに疑問であります。策定せずとも着実に進めていくことができるのであればこれ以上の策定を求めませんが、できないのであれば、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を策定することを要望します。

あわせて、読書バリアフリー法に関連し、視覚障害者の方々から奈良市の図書館にサピエを導入してほしいという声があります。次回の観光文教委員会でサピエについて伺いますので、導入の可否も含め調査していただくよう要望します。

次に、私はコロナ禍の状況下以前から、教育委員会と学校の風通しがスムーズではなく、大小様々な壁が存在していると思っています。それは、例えば教育委員会の決定事項を各学校にファクス1枚で伝達して終わりではなく、児童・生徒に対する思いは一緒だから、その決定事項は理解するけれども、その前にお互い機械ではなく人間なのだから、ファクスとともに電話一本かけてお願いしますの一言でもあれば、受け取る側の受け取り方も全く違うなど、お互いのささいな認識の食い違いもあれば、人によれば教育委員会に対して本当に現場の状況を理解していないとの不信感を募らせている状況もあります。

私が一つ一つの現場の不信感を担当課に確認すると、その内容の多くは児童・生徒のことを思い、つくられた内容であり、納得や理解をするものであります。教育委員会と学校は児童・生徒への思いが同じであり、私としてはその内容も納得や理解するものなのに、教育委員会の意図が学校に伝わっていないことに対して物すごく危機感を抱いています。

この状況を教育委員会がどこまで把握しているかは分かりません。しかし、この状況は良好だとは言えません。

ふだんから児童・生徒には学校やクラスの風通しをよくするよう指導している一方で、教育委員会と学校との関係がただの伝達だけで意思疎通に欠けるのであれば、大人たちができないことを子供たちに教育することができるのか、大いに疑問であります。

このような私の認識は、奈良市特有のものでもなく、ほかの教育委員会においてもあるように聞き及んでいます。それらを仕方ないで済ませるのではなく、この状況を変えようと努めている教育委員会もあります。

例えば、広島県教育委員会の平川理恵教育長は、教育委員会の改革の一環として、教育委員会の風土を変えるため平川通信を作成し、教育長の考え方、行動、感じたことを伝えたり、役職、年齢にかかわらず物が言いやすい環境に取り組んだり、違いますよと下から上に言える環境にしないと、上が間違っていたらそのまま進んでいってしまうという認識から脱上意下達に取り組んだり、2年間で200校の学校訪問に行ったりしています。

市教育委員会が少しでも教育現場との考え方や行動の違いを認識しているのであれば、児童・生徒に影響を及ぼす事象になりますので、これは教育委員会が率先して取り組んでいただきたいとも考えます。

そこで、教育委員会の学校との関連性について、現在の認識と改善すべき内容や今後の取組について、教育政策課長、お聞かせください。

◎小林正典教育政策課長

林委員の御質問にお答えいたします。

教育委員会と学校は、日頃から校長会や教頭会を開くなど十分な関係性の構築に努力をしております。今年度は特にコロナ禍において、児童・生徒の学びの保障に関することに力を注いでまいりました。また、それに加え、教科に関することやいじめ、不登校、虐待対応など、各場面において学校現場に指導主事や校長OBが出向き、指導、助言を行っております。

また、新たな施策を現場に展開するときには、その目的や意図を丁寧に説明し、実施に当たり出てくる課題に共に対応するなど、今後も教育委員会として現場支援や情報交換などのやり取りを十分行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆林政行

課長、ありがとうございます。

繰り返しになりますが、教育委員会と学校は児童・生徒への思いが同じはずなのに、大小

様々な歯車の食い違いで、教育委員会の思いが学校現場に100%伝わらないことがあります。学校現場に100%伝わらなければ、児童・生徒にはさらに思いは伝わらず、一番の被害者は児童・生徒になります。逆に、児童・生徒に身近に接する学校現場の思いが教育委員会に100%届いていなければ、教育委員会の判断にミスリードが起こる可能性も考えられ、その被害者も児童・生徒です。だから、物すごく危機感を抱くのです。

昔は、一教員の意見や改善策が学校の意見として教育委員会に伝わったり、学校現場で何が起こっても教育委員会が責任を取るから心配するななど、学校現場と教育委員会は今より物が言いやすく、信頼できる環境だったようなことも聞き及んでいます。

これまで北谷教育長は、自らその体験をされていると思っています。だからこそ、学校現場と教育委員会の空気を変えられるのではないかと。そして、教育委員会の方々も思いを伝えるべく100%やっていることを考えると、やはりこの空気を変えられるのは教育長の行動力しかないと思います。教育長、よろしくお願いします。

最後に、情報共有の面、そして何より児童・生徒の命を守る観点から、教育長に伺います。

奈良市内の小学校、中学校、高等学校の学校現場の教職員は、名札の着用とスニーカー履きの2つを身につけることは当然のことです。その理由も生徒指導の研修などで長年伝えられているとも聞き及んでいますので、奈良市の教職員であるなら当然理由も知っているはずで。

2001年6月8日の大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷を受け、児童の命を守るため、不審者か保護者か業者かを見分けるために教職員自ら名札を身につける、不審者対応に備えてスリッパやサンダル履きではなくスニーカー、また、2011年3月11日の東日本大震災の教訓から、いつ何どき災害が起きても預かっている児童の命を守るため、足場の悪い中、安全な場所に誘導するためにスニーカー履き、このように名札もスニーカー履きもちやんと理由があります。

さて、奈良市の教職員が名札の着用とスニーカー履き、この2つを100%の教職員ができているかということです。100%できている学校もあります。しかし、できていない学校もあります。このような話は各学校の校長が陣頭指揮しなければならないことかもしれません。だからといって、教育委員会は学校任せにしてもいいとは断じて思いません。

教育委員会には、いじめ防止生徒指導課があります。生徒指導の立場からも、当然身につけるべきものであるからこそ指導をやっておられると推測します。でも、学校現場はできていません。児童の命を守るために当然やるべきことが、現在の教育委員会と学校で情報共有できていません。このようなことでは、地域や保護者の信頼も得られないことにつながりかねません。

そこで、児童の命を守るため、奈良市内の小学校、中学校、高等学校の学校現場の教職員が、名札の着用とスニーカー履きの2つを100%身につけるよう、教育長自ら校長会や学校訪問などで徹底した指導をし、今年度内に全教職員が2つを100%完璧に身につけられるよう指導すべきですが、教育長の考えをお聞かせください。

◎北谷雅人教育長

林委員の御質問にお答えをいたします。

今、委員お述べのように、学校での教科の指導であるとか部活動などに代表される特別活動や、また、委員お述べの防災教育、安全教室など、本当に児童・生徒に対して行われる教育の成果は、直接それに携わる教員の方であるとか姿であるというふうに思っています。

一方、近年の教員の大量の退職とか大量の採用において、そうした委員お述べの、今までの学校のいわゆる先輩が後輩に受け継ぐというふうなこと、また、教育で大切な、なぜそれをやっているかというような風土が少し薄れてきているのかというふうな認識を持っているところでございます。

そこで、教育委員会といたしましては、何よりも大切にしなければならない命を守るという取組については、昨今のコロナ禍の中での大きな社会の現状の変化も踏まえまして、委員御指摘のことを含めまして学校に足を運びながら、現状をしっかりと把握して指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

◆林政行

しっかりとよろしく申し上げます。

以上で終わります。